

第3四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪港内埠頭保安設備点検整備業務委託	電気設備	NECネットエスアイ株式会社	¥10,010,000	R5.10.23	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	仮想統合基盤機種更新に伴う準公営企業財務会計システム移行確認業務委託	システム運用・保守	株式会社NTTデータ関西	¥1,312,300	R5.10.27	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	新木津川大橋外3箇所道路情報板等点検整備業務委託	道路トンネル附帯設備	ミナモト通信株式会社	¥2,420,000	R5.11.30	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	クルーズ客船受入業務委託 長期継続	総合イベント	公益社団法人大阪港振興協会	¥87,690,900	R5.12.20	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

- 1 案件名称
大阪港内埠頭保安設備点検整備業務委託
- 2 契約の相手方
NEC ネットエスアイ株式会社
- 3 随意契約理由
本業務は、「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」の改正に伴い制定された「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく港湾保安対策にかかる対応設備の点検整備を行うものである。
本業務実施にあたって、上記法令に基づいて国土交通省より承認を受けている保安規程においても、秘密情報を取扱う者は最小限に留めることを求められており、監視カメラの配置やシステム構築内容等の保安対策上、情報漏洩を防止する観点から秘密保全を図る必要がある。
上記業者は、北港白津岸壁・南港C6,7岸壁・国際フェリー岸壁の埠頭保安対策設備を統括制御システムに組み込んで設計製作しており、当該設備設置時に当局と秘密保持を含む工事契約を締結している。
以上のことから、保安設備の本体構造及びシステム全体を把握し、秘密保全に関する規則・体制を確実に有する事業者は上記業者のみであるため、上記業者への随意契約を依頼するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
大阪港湾局 計画整備部 海務課（防災保安）

随意契約理由書

1 案件名称

仮想統合基盤機種更新に伴う準公営企業財務会計システム移行確認業務委託

2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

大阪市準公営企業会計システムは、中央卸売市場・建設局・大阪港湾局の準公営企業財務会計における事務を円滑に行うために導入し、3局の協議をもって運用・保守を行っている。仮想統合基盤機種更新に伴う準公営企業財務会計システム移行確認については、令和6年4月から機種更新後の仮想統合基盤を運用するに先立ち、令和6年3月より、当該システムを新基盤へ移行し、事前に動作確認を行う業務である。

当該システムは、開発業者である同社のパッケージソフトがベースとなっていることから、ソースコードの知的財産権は同社が所有しており、また、その公開もしておらず、他業者が不具合の修正や機能改善等のプログラムの改変等を行うことができないため、同社でしか本業務を履行できない。

以上の理由により、同社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号

5 担当部署

大阪港湾局 総務部 経営改革課（港営事業会計）

随意契約理由書

1 案件名称

新木津川大橋外3箇所道路情報板等点検整備業務委託

2 契約の相手方

ミナモト通信株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、新木津川大橋及び常吉大橋、夢舞大橋の3橋における各橋梁上の路面状態や風速を常時監視し、車両の通行止めや注意喚起を行うための道路情報板が良好に動作するように定期点検を行うものである。

本設備の機器調整・障害・クレーム・保守点検業務については、平成27年5月15日より製造者であるコイト電気株式会社からミナモト通信株式会社に業務移管している。

本設備の各装置及び制御システムは、製造者が独自の技術を用いて製作したものであり、その詳細について他社への情報提供が出来ないため、上記業者でなければ本業務の履行ができない。

以上の理由により上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

随意契約理由書

1 案件名称

クルーズ客船受入業務委託 長期契約

2 契約相手方

公益社団法人大阪港振興協会

3 随意契約理由

本業務は、客船及びその乗客・乗組員に対し大阪のホスピタリティーを表現し、クルーズの寄港地の中でも大阪港を強く印象付けるような内容のサービスを企画及び実施し、乗客の満足度の高いサービスを提供するものである。実施にあたっては寄港する客船のニーズやその客船の寄港が今後大阪港の客船誘致戦略に与える影響力などを多角的にとらえ、その客船ごとにあわせた内容を企画し、寄港する客船会社及び客船関連各社との調整能力が要求される。

したがって、本業務の受託者選定にあたっては業務委託公募型企画提案プロポーザル方式の手法を採用し、事業者を一般公募した。その結果、2者から企画提案があり、令和5年11月1日に「クルーズ客船受入業務委託」選定会議を開催した。

結果、「公益社団法人大阪港振興協会」が第1位の業務委託候補者として選定されたことを踏まえ、当該事業者を契約の相手方とするよう依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 事業戦略課